| **項番** | **質　問　／　確　認　内　容** | **回　答　内　容** |
| --- | --- | --- |
| 1 | 事務員と営業担当者は、双方とも、スグクル車販株式会社の 被用者か。  （「現行業務内容」-「買注文」第1～2項） | 双方とも、スグクル車販株式会社の被用者。  事務員は、主に社内で働いている者。  営業担当者は、外回り営業を担当。 |
| 2 | 営業担当者と車両調達担当者は、双方とも、同一の業務を担う 者か。  （「現行業務内容」-「概要」第9項、「買注文」第2項） | 営業担当者と車両調達担当者は、同一の者。  以降は営業担当者で統一する。 |
| 3 | 1度のオークションにつき、平均10台を落札するのか。 若しくは、業者1軒につき、平均10台を落札するのか。  （「現行業務内容」-「買注文」第7項） | 業者1軒につき、1度のオークションで平均10台を落札する。 |
| 4 | 業者は、故意的に買注文を取り消すことが可能か。  （「現行業務内容」-「買注文」第10項） | 可能。取消しの理由として、多くが、予算が足りないこと、 他に、要望に合致する車両が見つからないこと等が挙げられる。 |
| 5 | 業者が買注文を取り消した場合、どのような方法と連絡手段で 対処しているか。  （「現行業務内容」-「買注文」第10項） | 業者が買注文を取り消した後、予算等の見直しを含めた再検討や交渉を行う。  取消しを行った買注文には、取引を行わず、経費のみを請求する。 |
| 6 | 事務員が書き留めるメモには、どのような内容を記述するのか。  （「現行業務内容」-「買注文」第2項） | 車名、年式（和暦）、型式、色、走行距離、予算、変速機構の種別、その他を記述する。  型式を第1主キー、変速機構の種別を第2主キーとして扱う。 |
| 7 | メモは、手帳に記述して管理しているのか。 若しくは、Excelを使って管理しているのか。  （「現行業務内容」-「買注文」第2項） |  |
| 8 | 事務員から営業担当者へ行う車両調達指示は、メモを譲渡して 伝達するのか。あるいは、そのメモを正式に文書化し、譲渡して いるのか。  （「現行業務内容」-「買注文」第2項） | メモを譲渡し、それ以外の方法は行わない。  事務員が外出中の場合、事務員が電話で内容を伝え、それを営業担当者がメモを 記述する。システム化の要望箇所。 |
|  |  |  |
| 9 | 得意先から営業担当者へ直接受注した場合や、営業担当者が 新規業者から自ら受注した場合、メモは必要か。 また、それが必要な場合、その内容は、事務員が書き留めるメモの内容と同等の物か。  （「現行業務内容」-「買注文」第4～6項） | メモは、事務員が顧客の要望を受け、記入する物と同等の内容である。 |
| 10 | 自走可能な物は、業者が許可した物か。 若しくは、登録ナンバー付き車両か。 あるいは、走行そのものが可能な車両か。  （「現行業務内容」-「買注文」第13項） |  |
| 11 | 買注残、売注残扱いで記憶管理する物は、文書化し書類として 管理しているのか。若しくは、Excelで管理しているのか。 あるいは、書類を作成せず、記憶のみで管理しているのか。  （「現行業務内容」-「買注文」第8項） |  |
| 12 | Excelで管理している売上管理の一部とは、どのような業務か。  （「ケースの設定」-「現状」第2項） | 参考資料の仕入管理台帳に記載されている項目をExcelで管理している。 |
| 13 | 仮計算書、オークション計算書はオークション主催会社が発行 した書類か。また、オークション計算書とは、仮計算書が確定 された書類か。  （「現行業務内容」-「買注文」第14～23項） | 仮計算書とオークション計算書は同様の物。オークション計算書は本計算書とも 呼称される。 |
| 14 | 仮計算書は、誰がどのような連絡手段で受領するのか。  （「現行業務内容」-「買注文」第14項） | 仮計算書は、現地に設置されている端末に、カード（オークションへ参加するために 必要な会員証）をかざすことで発行される。1日の印刷回数に制限はない。  FAXにて受信する物は、事務所で事務員が受領する。 |
| 15 | 関係書類は、業者が発行した書類か。  （「現行業務内容」-「買注文」第15項） |  |
| 16 | 関係書類は、誰がどのような方法で受領するのか。  （「現行業務内容」-「買注文」第15項） |  |
|  |  |  |
| 17 | 関係書類は、オークション出品表か。 また、他に何か含まれているか。  （「現行業務内容」-「買注文」第15項） |  |
| 18 | 出品者が書類を提出していない場合、どのような対処を しているか。  （「現行業務内容」-「買注文」第16項） | ペナルティーを請求する。  防止をシステム化の要望箇所とする。 |
| 19 | ペナルティーは、賠償金の請求か。若しくは、落札車両の割引か。  （「現行業務内容」-「買注文」第17項） |  |
| 20 | キャンセル委託金は、キャンセル時の手数料か。  （「現行業務内容」-「買注文」第18項） | キャンセル委託金は手数料ではなく、罰金（ペナルティー）である。 |
| 21 | キャンセル委託金の入金先は、スグクル車販株式会社か、業者か。  （「現行業務内容」-「買注文」第18項） | オークション主催会社を経由し、スグクル車販株式会社へ入金される。 |
| 22 | オークション計算書の受領者は、スグクル車販株式会社か。  （「現行業務内容」-「買注文」第19項） |  |
| 23 | オークション主催会社へ車両代金を支払う以前に、 スグクル車販株式会社は、購入車両代金を請求するか。  （「現行業務内容」-「買注文」第20~26項） | スグクル車販株式会社がオークション主催会社へ車両代金を支払う。 |
| 24 | 支払が遅延した場合、次回以降のオークションは利用不可 となるのは、スグクル車販株式会社か。  （「現行業務内容」-「買注文」第22項） | 営業担当者が取引を行うため、遅延は発生しない。 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |